| 科目 | | | 金額 | |
|---|---|---|---|---|
| 経常損益の部 | 営業損益の部 | 営業収益 | 千円 | 千円 |
| | | 信託報酬 | | ×××× |
| | | ［略］ | ××× | |
| | | 有価証券の信託 | ××× | |
| | | 暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託 | ××× | |
| | | ［略］ | ××× | |
| | | ［略］ | | |
| | | 一般管理費計 | | |
| | 営業利益（又は営業損失） | | | ××× |
| | 営業外損益の部 | ［略］ | | |
| ［略］ | | | | |

［(3)・(4)　略］

（記載上の注意）

1　業務の状況

［(1)～(7)　略］

(8)　業務の状況

当期における業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

また、年金投資基金信託に係る計数については、「貸付金口」欄には金銭債権信託受益権口、動産信託受益権口及び不動産信託受益権口を含めて記載し、「株式口」欄には公社債及び外貨建証券口を含めて記載すること。

「暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託」欄には、暗号資産（資金決済に関する法律第２条第５項に規定する暗号資産をいう。）、暗号資産関連有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第146条の３第２項に規定する暗号資産関連有価証券をいう。）、暗号資産関連デリバティブ取引（同令第123条第１項第35号に規定する暗号資産関連デリバティブ取引をいう。）に係る権利又は電子記録移転有価証券表示権利等（同令第１条第４項第17号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。）を当初信託財産として引受けを行った信託について記載すること。

①　各種信託の残高

［イ・ロ　略］

ハ　「その他の信託」欄には、「指定金銭信託」欄から「土地及びその定着物の賃借権の信託」欄までに該当する信託以外の信託について記載すること。

| 科目 | | | 金額 | |
|---|---|---|---|---|
| 経常損益の部 | 営業損益の部 | 営業収益 | 千円 | 千円 |
| | | 信託報酬 | | ×××× |
| | | ［同左］ | ××× | |
| | | 有価証券の信託 | ××× | |
| | | ［同左］ | ××× | |
| | | ［同左］ | | |
| | | 一般管理費計 | | |
| | 営業利益（又は営業損失） | | | ××× |
| | 営業外損益の部 | ［同左］ | | |
| ［同左］ | | | | |

［(3)・(4)　同左］

（記載上の注意）

1　［同左］

［(1)～(7)　同左］

(8)　［同左］

当期における業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

また、年金投資基金信託に係る計数については、「貸付金口」欄には金銭債権信託受益権口、動産信託受益権口及び不動産信託受益権口を含めて記載し、「株式口」欄には公社債及び外貨建証券口を含めて記載すること。

①　［同左］

［イ・ロ　同左］

［加える。］